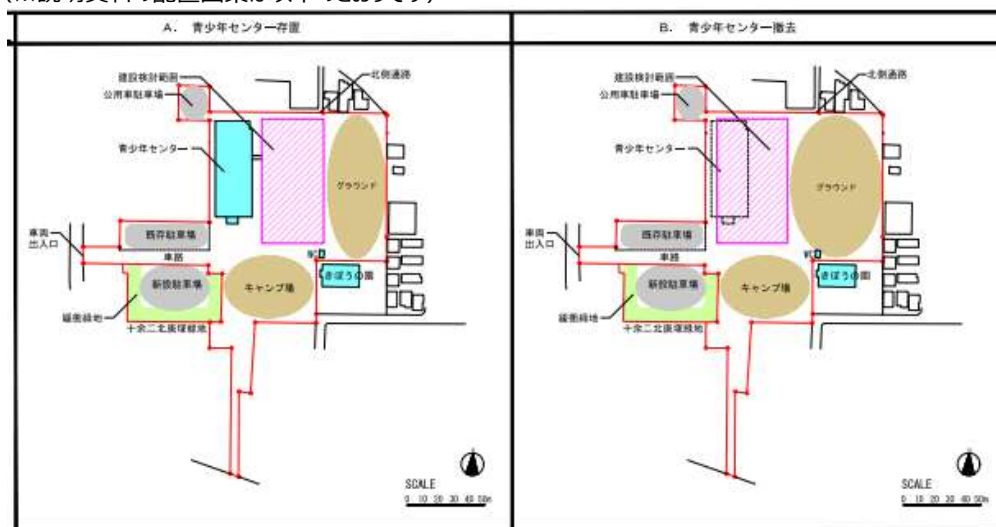


(仮称) 柏市子ども家庭総合支援センターに関する住民説明会 質疑応答 (1月29日開催分)

※発言内容は要約しています

- Q** 子ども家庭総合支援センターの整備は、既存の千葉県柏児童相談所の移転ですか。それとも、県の柏児童相談所とは別に、柏市として独自に児童相談所を開設するものですか？
- A** 市独自の児童相談所の開設になります。柏市が開設した後は、県の柏児童相談所は、柏市の子どもを対象から外して、我孫子市、流山市、野田市の子どもを見ていくことになります。
- (※千葉県は現在6つの児童相談所を運営しています。柏児童相談所は、柏市のほか、我孫子市、流山市、野田市、松戸市を管轄しています。県内では、令和8年度に柏市のほか、船橋市が児童相談所の開設を予定し、千葉県も2つの児童相談所を開設する予定です。)
- Q** 千葉県の柏児童相談所は老朽化が激しいため、移転の話になったという認識でしたが、そのまま使用されるという認識でよいですか？
- A** 柏児童相談所の建物は昭和46年にできた古い建物だと伺っており、千葉県でも既存施設を建て替える計画があるようです。建替え先については、千葉県で現在検討しているものと認識しています。
- (※令和9年度に柏児童相談所をにさわやかちば県民プラザに移転する報道発表を2月2日千葉県が行いました。)
- Q** (説明資料にある) 青少年センターを残す案「A案」と、青少年センターを取壊して複合化する案「B案」をどのようにして決めようと考えているのですか？
- A** 柏市としてはB案が最良だと考えており、本日の住民説明会などでご意見をいただいたうえで、今年度中などに決定してまいりたいと考えています。

(※説明資料の配置図案は以下のとおりです)



- Q** 青少年センターを取壊して複合化する案「B案」前提であれば、青少年センターを残す案「A案」をあわせて提示した理由は何ですか？

A 当初は青少年センターを残す案「A案」にて調整を進め、近隣住民にも回覧等で既に周知をしていました。その後の経緯や「A案」の課題を踏まえたうえで「B案」をご提案させていただきました。

Q 青少年センターを残す案「A案」を周知する段階では、担当部署だけで決めていたのですか？

A 市の関係部局などと協議を重ねてきたなかで、「A案」の課題に対する解決案として「B案」の実現も可能となり、本説明会では「A案」と「B案」を併記して提示させていただきました。配置案については、今回の説明会等での皆様からのご意見を踏まえて、改めて庁内で協議をしたうえで最終決定していく流れとなります。

Q （説明資料の）配置図案では、現在の北庚塚緑地を新設の駐車場にすることになっているが、緑地はなくなってしまうのですか？

A 現状の緑地はなくなりますが、敷地内の他の場所で新たに緑を確保しようと考えています。また、（緑地の全てを駐車場に代えるのではなく緑地内の）周囲の部分は、隣接住居の緩衝や目隠しのため、緑を残していくよう考えています。いずれにしても、設計の段階において、近隣の皆様のご意見をいただきながら、どのようにするか考えていきます。

意 現状の緑地では、伸びすぎている木もあるので、低い木でも十分かと思いますので検討をよろしくお願いします。

Q 青少年センターを残す案「A案」について、（青少年センターの隣に）新しく建物を建てた後、青少年センターが古くなり、移転で建替が必要になる可能性があるか、その点はどのように考えていますか？

A 青少年センターは昭和63年にできた建物です。令和30年に（建物の寿命が）築60年を迎えます。青少年センターの隣に新しく建物を建てた後では、限られたスペースでの解体作業となり、技術的な難しさがあるほか、一時保護所を運営している中での解体作業となるリスクもあります。その点は考慮しつつも、（前提の「A案」では）グラウンドが狭くなるなど近隣の方への影響も大きい点を踏まえて、B案を検討させていただきました。

Q 町会に属していない集合住宅などでは、今回の住民説明会の案内が回覧されていないところがあります。地域への説明の範囲というのはどのように考えていますか。

A 今回の説明会については、町会加入の有無に関わらず、対象範囲の住戸全てに、案内をポスティングさせていただいています。今後も、説明会を開催する場合には、対象範囲の住民には、町会加入の有無に関わらず、周知していきます。

Q 建設や配置案など、今回の施設整備について、町会や地域住民に判断が求められることはありますか？

A 最終的な判断については地域の方の意見を聞きながら、柏市で決めてまいりますので、地域の方には忌憚のない意見をいただければと思っています。

Q 千葉県も柏の葉地域の県有地に、柏児童相談所を移転して建てるとの新聞報道があったが、県と市で近い場所に児童相談所を建てることについてはどのように考えていますか？

A 千葉県の柏児童相談所については、柏市が開設した後も、野田市、我孫子市、流山市を対象に業務を継続します。このため、千葉県としては、これらの地域を支援するのに利便性が高い場所に、児童相談所を移転させていくものと認識しています。

同じ地域に県の児童相談所が設置されることになった場合には、市民にわかりやすくなるよう、周知方法や施設名称等について検討していきます。

Q 青少年センターはハザードマップにもあるように避難所になっているほか、選挙の際の投票所にもなっています。これらの機能は維持されるのですか。それとも別の場所に移転するのですか？

A 決定事項ではないが、避難所については基本的には今ある機能は維持していきたいと考えています。仮に、整備に支障があり、変更が必要な場合には協議をさせていただきます。選挙の投票所については、今後関係部局と調整していきます。

Q 避難所については、もしもの時は相当な人数が来ることになると思いますが、（そのような機能と）この施設は融合できないのではないのですか？この程度の面積では対応できないのではないのですか？

A 施設の検討はこれからの段階ですので、防災関連の部署と調整を図りながら、市や地域全体のバランスや、どれだけの避難者の受入ができるのかなど、今後検討していきます。

Q 検討結果は今後周知してもらえますか？

A 結果は周知してまいります。また、必要に応じて町会等と協議していきます。

Q 子ども家庭総合支援センターの中で機能が6つ（総合相談機能・家庭児童相談機能・児童相談所機能・妊娠子育て相談センター機能・はぐはぐひろば機能・若者支援機能）に分かれているが、この機能は現在も行っているものですか？

A 児童相談所機能（一時保護所含む）以外は、既に市で取り組んでいる事業となります。現在は、いろいろな部署や場所で様々な相談を行っていますが、この施設に来れば、（子どもに関する）あらゆる相談ができるようになります。

（※説明資料にある子ども家庭支援センターの機能は以下のとおりです。）

【主な取り組み】

項 目		概 要
総合相談窓口機能		子どもに関するあらゆる相談に対する総合窓口の設置 子どもから相談しやすい窓口の設置
家庭児童相談機能	乳幼児	妊娠、出産、育児に係る相談等への対応
	学齢児	不登校や特別支援に関する相談等への対応
	発 達	子どもの発達や成長に関する相談への対応
児童相談所機能	相談調査	子どもの安全や人権を守るため積極的に調査を実施
	一時保護所	一時的に子どもが生活する場所を提供
妊娠子育て相談センター機能		母子健康手帳の発行や妊産婦への相談等への対応
はぐはぐひろば機能		地域の子育て家庭の交流の場、育児講座等の実施
若者支援機能		中高校生や18歳以降の若者の相談等への対応

Q 同じ相談機能を2か所で行うということですか？それとも今後は子ども家庭総合支援センターだけで行うのですか？また、これらを踏まえて、面積（施設規模）について、どの部屋がどれくらい必要かという検討はしていないのですか？

A 現時点では、子ども家庭総合支援センターを開設することによって、他の場所で相談ができなくなることはないように考えています。また、全体の面積案は、子どもの相談の実績や現在の職員の数などを踏まえて必要な面積の算出をしています。

Q 子ども家庭総合支援センターで行う相談機能を、これまでやっているからということで現在行っている場所でもその機能を残すのですか？

A 地域の利便性もあるため、現在の相談所にも残すものもあります。他方、児童虐待は様々なリスクを抱えている子どもが対象になるため、そのような子どもに迅速な対応が図れるよう、様々なリスクや相談に対応できるように、子ども家庭総合支援センターでは、相談機能の一元化に取り組みます。市民にとっては、相談内容によって様々な場所に相談しなければならなかったものが、1か所で相談できる場所ができるということになります。

Q 千葉県から児童相談所機能が移譲されるとのことだが、柏市民が県の児童相談所に行った場合はどのような対応になりますか？

A 千葉県の児童相談所から見れば、柏市民は対象から外れるため、県の児童相談所に行かれた場合は、柏市の児童相談所に案内されるようになります。

Q 緊急の案件で、すぐに対応しなくてはいけない場合はどうなりますか？

A 緊急の場合は県の児童相談所から市の児童相談所に連絡が入り、市の職員が千葉県の児童相談所に出向いて対応することになります。

Q 相談に対応する職員は、交代で24時間勤務となりますか？

A 現在も、家庭児童相談業務については夕方や夜間に相談対応するケースがあります。子どもの安全を優先に対応するため、夜間でも受付できる体制を整えます。

Q 青少年センター機能はどのようになりますか？

A 会議室や体育館などは利用実態を踏まえて他の機能と共用としますが、基本的には青少年センターの既存機能は継続する予定です。

《表示》

Q = 質問 A = 回答 意 = 住民意見